

2019年度動物実験委員会委員一覧

関西学院大学動物実験管理規程第10条に基づき、次のとおりとする。

1. 第10条第1号に定める委員（部局の動物実験施設管理者）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

教育学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

2. 第10条第2号に定める委員（部局の実験動物管理者）

文学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

教育学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

3. 第10条第3号に定める委員（動物実験責任者である教員 若干名）

文学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

4. 第10条第4号に定める委員（研究推進社会連携機構副機構長又は研究推進委員 1名）

理工学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

5. 第10条第5号に定める委員（動物実験を行っていない専任教員 若干名）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

6. 第10条第6号に定める委員（その他学長が必要と認める者 若干名）

なし

- 【注】
- 1) 第10条1号から3号に定める委員は、当該部局の長の推薦により学長が委嘱する。
 - 2) 第10条4号から6号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。
 - 3) 第10条第4号に定める委員の任期はその職の期間とし、第6号に定める委員を除くその他の委員の任期は2年。
 - 4) 第10条第6号に定める委員の任期は単年度。
 - 5) 各委員の役割表記は、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づく。

以上